

2024年11月29日
四電工健保発第27号

健保組合加入者各位

四電工健康保険組合
常務理事

健康保険証の廃止とマイナ保険証の利用について

平素より、健康保険組合の業務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、今お持ちの健康保険証（以下、**保険証**）は廃止が予定されており、12月2日以降、新規・再交付ができなくなります。医療機関等を受診する場合は、原則として、保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード（以下、**マイナ保険証**）を提示する必要があります。

これに伴う当健保組合での取扱いを下記のとおりお知らせいたしますので、マイナ保険証の利用率アップとともに、加入者の皆様のご協力方よろしく願いいたします。

なお、あくまで現時点の法令等に基づく内容であることを申し添えます。

記

1. 交付済みの保険証については、経過措置として、最長1年間（2025年12月1日まで）有効ですので、大切に保管しておいてください。（後述Q1～Q4参照）
2. 今年8月に配布した「加入者情報のご案内」にある資格情報のお知らせ（以下、**お知らせ**）については、A4サイズ用紙の右下カード部分をめくり取って、大切に保管してください。できれば、マイナポータルの資格情報画面をご自身のスマホにスクリーンショットを残しておくことをお勧めします。（Q5～Q7参照）
3. マイナ保険証のない方、滅失した方等への補完措置として、今後、**資格確認書**（ハガキサイズ用紙）をお配りします。（Q8～Q11参照）
4. より詳しくお知りになりたい方や、各種申請書が必要な方は、後述の「よくある質問」をお読みの上、当健保組合のホームページをご活用くださるようお願いいたします。お得な情報もあります。

以 上

これからの病院受診方法

健康で病院に行かないのが一番いいのですが、行かざるを得ない場合はマイナ保険証を利用し、より良い医療を受けましょう！！

マイナンバーカードの健康保険証利用

- 2024年12月2日以降は
原則マイナ保険証に一本化
- 現行保険証は
最長1年間利用可能
- マイナ保険証を持たない方
などには資格確認書を発行



よくある質問

[保険証関連]

- Q1. 最長1年間（2025年12月1日）とは、どういう意味ですか？
A1. 2025年12月1日より前であっても、退職、扶養取消などにより四電工健保の加入者（被保険者や被扶養者）でなくなった場合は、利用できなくなります。
- Q2. 今後、保険証を使うのはどんなときですか？
A2. マイナ保険証が利用できない次の場合が考えられます。
・マイナンバーカードの滅失、毀損（有効期限切れ、ICチップ故障）等の不具合
・高齢医師、島しょ部などオンライン資格確認義務化対象外の医療機関等で受診する場合
・医療機関等の停電、カードリーダー故障等
- Q3. 2025年12月2日以降、使えなくなった保険証の返却が必要ですか？
A3. 回収予定はありません。また、同日前の返却は受け付けていません。
- Q4. 保険証を滅失・毀損した場合、届出が必要ですか？
A4. マイナ保険証を利用できる方は、他者による不正防止のため「滅失届」を提出してく

ださい。再交付はされません。

マイナ保険証が利用できない方は、代わりに資格確認書を交付しますので、「資格確認書交付申請書」を提出してください。

[お知らせ関連]

Q5. お知らせを使うのは、どんなときですか？

A5. 次のケースが考えられます。なお、お知らせは必ずマイナ保険証と一緒に利用しますので、マイナンバーカードと同じ場所での保管をお勧めします。

- ・高齢医師、島しょ部などオンライン資格確認義務化対象外の医療機関等で受診する場合
- ・医療機関等の停電、カードリーダー故障等

Q6. お知らせを滅失・毀損した場合、届出が必要ですか？

A6. マイナポータルの資格情報画面で確認できる方は、再発行されませんので、届出は不要です。

資格情報画面で確認できず、再発行を希望する方は、「資格情報のお知らせ再発行申請書」を提出してください。

Q7. マイナポータルとは？

A7. 各種行政手続のオンライン窓口です。ご自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせのほかに、医療費、特定健診結果など必要な情報をいつでも確認できる自分専用のサイトです。健保組合は公法人として目的内利用が認められています。

[資格確認書関連]

Q8. 資格確認書とお知らせは、何が違うのですか？

A8. 資格確認書はそれ自体が保険証の代わりとなる書類ですが、お知らせは有効なマイナ保険証と一緒になければ利用できません。

Q9. 資格確認書は、誰がもらえるのですか？

A9. 新規に加入される方のうちマイナ保険証を持っていない方や、新生児などマイナンバーカードをすぐに入手できない方などです。また、2025年12月2日以降は保険証が利用できなくなるため、2025年11月頃、マイナ保険証が利用できない方に交付する予定です（申請不要）。

Q10. 資格確認書をもらう手続きは、どうなりますか？

A10. 被保険者の申請による交付と、健保組合職権交付（申請不要）の2種類があります。

1. 被保険者申請

以下の場合「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

- ・マイナンバーカードの滅失、毀損（有効期限切れ、ICチップ故障等を含む）
- ・マイナンバーカードを更新中
- ・新生児でマイナンバーカード申請中
- ・マイナ保険証による受診に第三者（介助者等）の補助が必要
- ・DV被害者が情報閲覧を制限している
- ・資格確認書を滅失、毀損した など

2. 健保組合職権交付

健保組合が把握できる以下の場合、申請不要です。交付をお待ちください。

- ・マイナンバー未届けなどでデータ登録が未完了

- ・マイナンバーカードを作っていない、または返却した
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない
- ・マイナンバーカードの有効期限が切れた
- ・資格確認書の有効期限が切れた など

Q11. 資格確認書は、なぜハガキサイズの紙なのですか？

A11. マイナ保険証はプラスチックカード、お知らせは紙のカード、資格確認書は紙のハガキとそれぞれ区分することにより、混同を防ぐとともに、メリットの多いマイナ保険証へ移行していただきたい趣旨です。交付された方は、有効期限（発効日から3年経過後の9月末日の予定）まで大切にお使いください。

【その他全般】

Q12. マイナ保険証を持っていませんが、大丈夫ですか？

A12. 今お持ちの保険証は、2025年12月1日まで利用できます。期限までにマイナンバーカードを作り、健康保険証の利用登録を終えてください。なお、その時点でもマイナ保険証を持っていない方には、資格確認書が交付されます（申請不要）。

Q13. 新規に加入しましたが、いつからマイナ保険証を利用できますか？

A13. 資格取得届等が書類不備のない状態で健保組合に到着後、5営業日目以降に利用可能となります。医療機関等に行く前にマイナポータルで確認されることをお勧めします。

Q14. マイナンバーカードを紛失した場合、自分の医療情報が漏洩しませんか？

A14. 誤解されている方もいるのですが、マイナンバーカードのICチップ自体には特定健診結果や薬剤情報などの医療情報は格納されていませんので、漏洩することはありません。この仕組みでは、マイナンバーそのものは取り扱わず、マイナンバーカードに埋め込まれているICチップ内の電子証明書を本人確認のため利用しているにすぎません。

とはいえ、紛失した場合は、他者による悪用防止のため、速やかに**マイナンバー総合ダイヤル**(0120-95-0178、24時間365日対応)等へ連絡するとともに、パスワードはご自身で日頃から厳重に管理しておきましょう。

Q15. 四電工健保は、なぜマイナ保険証の利用率アップを目指しているのですか？

A15. データに基づくより良い医療につながるなど、加入者の皆さんにメリットが多いからです。過去の特定健診結果や薬剤情報などを医師や薬剤師と共有でき、重複投与や禁忌薬剤投与の防止にもつながりますし、高額な医療費の立て替えも不要になります。

それ以外にも、医療DXの推進という国の方針はもとより、医療費・医療事務負担の低減、国への納付金の減少など財政改善につながる可能性もあります。

当健保組合のマイナ保険証利用率は**15.9%**(2024年10月現在)と、全国健保組合平均14.1%を上回っていますが、国の目標50%に向けて、被扶養者の方も含め、皆さんのより一層のご協力をお願いします。

Q16. マイナ保険証の登録解除はできますか？

A16. いったん登録したマイナ保険証の登録解除を希望する方は、理由を明記した上で、「解除申請書」を提出してください。2025年12月2日以降、資格確認書を交付しますが、手続きに1～2ヶ月程度要するとともに、医療費自己負担額が高くなるなど様々なデメリットがあることをご承知おきの上、適切にご判断ください。

以 上